（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

2～6　（略）

（添付書類の省略等）

第八十五条　（略）

2～6　（略）

7　第一章の二から第三章までの規定により国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えることを要しないものとする。

（法第百九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務）

第百十六条　法第百九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～八　（略）

九　第七十三条の三第三項（第七十三条の五第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十五条第三項、第六項及び第七項の規定による添付書類の省略に係る事務

十～十三　（略）

十二　前年度中に当該実施機関たる共済組合等が支給する遺族共済年金（死亡した組合員若しくは加入者若しくは組合員若しくは加入者であつた者の遺族である子と生計を同じくする配偶者又は子に支給されるものに限る。次号において同じ。）の受給権を取得した者の数　当該死亡した組合員若しくは加入者又は組合員若しくは加入者であつた者の男女別及び死亡時の年齢別並びに当該受給権を取得した者の当該死亡した組合員若しくは加入者又は組合員若しくは加入者であつた者との続柄別（子については、当該死亡した組合員若しくは加入者又は組合員若しくは加入者であつた者との続柄別及び出生順の別）

十三　前年度中に当該実施機関たる共済組合等が支給する遺族共済年金の受給権を取得した配偶者の平均年齢及び子（配偶者及び子が受給権を取得した場合の当該子を除く。）の平均年齢　当該死亡した組合員若しくは加入者又は組合員若しくは加入者であつた者の男女別及び死亡時の年齢別

十四　前々年度の末日における当該実施機関たる共済組合等が支給する年金たる給付の年金たる給付の区分ごとの受給権者の数　当該受給権者の男女別及び年齢別

十五　前年度中に当該実施機関たる共済組合等が支給する年金たる給付の年金たる給付の区分ごとの受給権が消滅した者の数　当該受給権が消滅した者の男女別及び年齢別

十六　前年度の末日における当該実施機関たる共済組合等に係る組合員又は加入者であつた期間を有する者（当該実施機関たる共済組合等に係る組合員又は加入者以外の者であつて、当該年金保険者たる共済組合等が支給する年金たる給付の受給権者でないものに限る。次号において同じ。）の数　当該組合員又は加入者であつた期間を有する者の男女別、年齢別及び組合員又は加入者であつた期間の期間別

十七　前年度の末日における当該実施機関たる共済組合等に係る組合員又は加入者であつた期間を有する者の組合員又は加入者であつた期間（昭和三十六年四月一日以後の期間に係るものに限り、当該組合員又は加入者であつた期間を有する者が昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者以外の者である場合には二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く。）の平均月数　当該組合員又は加入者であつた期間を有する者の男女別、年齢別及び組合員又は加入者であつた期間の期間別

2～6　（略）

（添付書類の省略等）

第八十五条　（略）

2～6　（略）

（新設）

（法第百九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務）

第百十六条　法第百九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一～八　（略）

九　第七十三条の三第三項（第七十三条の五第三項において準用する場合を含む。）、第八十五条第三項及び第六項の規定による添付書類の省略に係る事務

十～十三　（略）